「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金 (調整給付金(不足額給付分))のご案内

調整給付金(不足額給付分)とは?

令和6年度に定額減税しきれないと見込まれた方に対して、当該定額減税を補足する形で「調整給付金」を支給しましたが、以下の対象者に対して、調整給付金の支給額に不足が生じる場合等に、追加で給付を行うものです。

対象者・給付額

- 【I】当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給。
- <例>> 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、 「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」> 「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった方
 - こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、 「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」 < 「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった方
 - 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

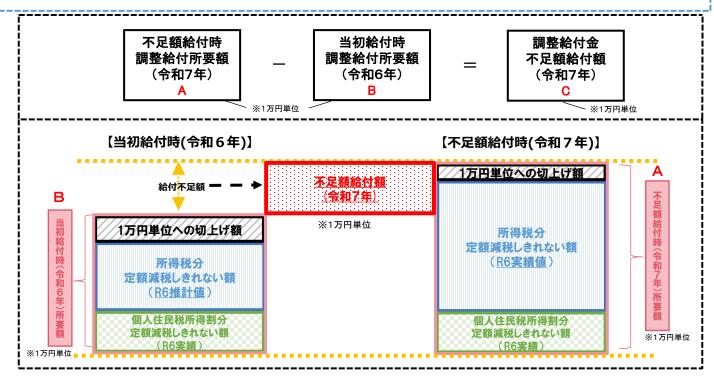
【Ⅱ】次の全ての要件を満たす方

- ・令和6年所得税額と令和6年度分住民税所得割額のいずれも定額減税前税額がゼロ(本人として定額減税の対象外である方)で、税制度上「扶養親族」の対象外
- ・低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方

Ⅱの対象者の方に1人当たり原則4万円(定額)を支給。

※令和6年1月1日時点の国外居住者は3万円

< 例 > ○ 青色事業専従者、事業専従者(白色)の方 ○ 合計所得金額48万円超の方



※注1:所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんので ご注意ください。

※注2:「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

下記の対象者の方には湯河原町から案内書類をお届けします。

【I】令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

【Ⅱ】以下のいずれの要件も満たす方

※地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合 も対象となります

(1)令和6年度課税 団体と令和7年度課 税団体が**同じ場合**

公金受取

口座のご

(2)令和6年度課税 団体と令和7年度課 税団体が転出により 異なる場合

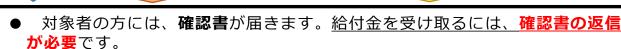
・令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割とも に定額減税前税額がゼロ(≒本人として定額減税対象外)

・令和6年中に湯河 原町に転入し、令和 7年1月1日時点で 湯河原町に住民登録

- ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専 従者・事業専従者(白色)の方、合計所得金額48万円超 の方(≒扶養親族等としても定額減税対象外)
- ・低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

公金受取 口座のご 登録等の **ある方**※

登録等の **ない方** 一 がある方であって給 付対象となる方



- 確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類・口座確認書類等と一緒にご返信ください。
- ⇒ 審査のうえ、順次、給付金を口座振込いたします。

対象者の方には、「**支給のお知らせ」**が届きます。

- 書類に記載の<u>支給口座に相違がなければお手続き不要です</u>。後日、支給口座に給付金 を支給します。
- 書類に記載の支給口座に相違がある場合は、お問合せ先までご連絡ください。
- ※公金受取口座のご登録のある方、又は令和6年度に調整給付金を町から受け取られた方

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」等への追加の給付金(「不足額給付」)の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市 区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

不足額給付金全般に関する窓口 地域政策課 企画係 **0465-63-2111 (内線236)** 不足額給付金の算定内容に関する窓口 税務収納課 課税係 **0465-63-2111 (内線261~263)** 受付時間 8:30~17:15 (土日祝、12/29~1/3を除く)

※詳しくは、湯河原町ホームページをご覧ください。

湯河原町 調整給付金

検索

湯河原町 不足額給付金

検索



不足額給付金

(https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/17/22763.html)

(https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/17/25718.html)